

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年(2022年)2月10日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名 令和4年度(2022年度)電波媒体道政広報実施業務(道政広報特集番組・テレビ)

(2) 業務の目的

音と映像により印象が強く記憶されやすいテレビの特性を生かし、広報紙と連動しながら道の重点政策や地域の特色ある取組等を道民に幅広く、わかりやすく伝えるとともに、道のホームページやSNSへ積極的に誘導し、情報の共有と道民の道政参加の促進を図る。

(3) 業務の内容

ア 委託内容

(ア) 広報番組の企画・立案

(イ) 番組シナリオの作成

(ウ) 取材

(エ) 撮影(手話通訳を含む)

(オ) 編集

(カ) 放送

(キ) 番宣用ダイジェスト動画制作

(ク) 視聴者アンケートの実施

イ 仕様等

(ア) 30分番組とし、番組制作本数は4本とする。

(イ) 制作する番組1本につき、各1回放送する。なお、放送局は道内民放テレビ局から選択すること。

(ウ) タイムランクは、土曜日又は日曜日のB以上とする。

(エ) 放送時期は、下記のとおりとする。

1本目 令和4年(2022年) 7月下旬

2本目 令和4年(2022年) 10月頃

3本目 令和4年(2022年) 12月頃

4本目 令和5年(2023年) 2月頃

(オ) 視覚・聴覚障がい者に配慮した放送とするため、解説放送(副音声)とし、全編に字幕スーパー及び手話通訳を入れること。ただし、テロップなどで情報が伝わる部分については省略可能とする。

(カ) 制作した番組は、動画ファイル及びDVD-Video(3枚)により提出すること。

(キ) 提出された動画ファイルは、翌年度末まで、道が利用するインターネット上の動画配信サイトのインターネット放送局(Hokkai・Do・画)で配信できるものとする。

(ク) 提出されたDVD-Videoは、翌年度末まで、道立施設及び道関係主催イベント等での放映に使用できるものとする。

(ケ) 北海道庁インターネット放送局(Hokkai・Do・画)の視聴回数を増やすため、YouTube等の動画共有サイト上に動画広告を掲載すること。

(コ) 動画広告の総再生回数は20,000回以上(1放送あたり)を見込むものとする。

(4) 履行期限 令和5年(2023年)年3月31日

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 複数法人等(法人、法人以外の団体も含む。)による複合体(以下「コンソーシアム」という。)又は単独法人、法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独法人、法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社若しくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合も含む。)を有すること。

ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者で

ないこと。

- エ 北海道競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - （ア）道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - （イ）本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - （ウ）消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - （ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - （イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - （ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 参加表明書の提出及び参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 提出期限 令和4年(2022年)2月24日(木)午後5時(必着)
 - イ 提出方法 持参または郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)
 - ウ 提出場所 北海道総合政策部知事室広報広聴課
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-204-5110
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和4年(2022年)3月11日(金)午後5時(必着)
- (2) 提出場所 3(1)ウに同じ
- (3) 提出方法 持参または郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)

5 企画提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

6 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

7 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

8 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道総合政策部知事室広報広聴課
- (2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 連絡先 TEL 011-204-5110

9 その他

- (1) 公募型プロポーザル方式への参加に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 詳細は、実施説明書による。